

## 第3章 医療法人運営の手続

### 1 医療法人の機関の設置

……… 法第46条の2

- (1) 社団たる医療法人は、社員総会、理事、理事会及び監事を置かなければなりません。
- (2) 財団たる医療法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければなりません。

### 2 社員及び社員総会

……… 法第46条の3から第46条の3の6

#### (1) 社員

- ア 社団たる医療法人は、複数の人が集まって組織された団体で、その構成員を社員といいます。従業員とは異なります。
- イ 社員は、社員総会という合議体の一員なので、3人以上必要です。
- ウ 社員は、社員総会において法人運営の重要事項について議決権及び選挙権を行使する者であり、実際に法人の意思決定に参画できない者を名目的に選任することは適当ではありません。
- エ 社員の入社については、社員総会で適正な手続がなされ、承認を得ることが必要です。
- また、社員は定款上の手続を経て退社します。
- オ 社団たる医療法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければなりません。

#### (2) 社員総会

- ア 社団たる医療法人の理事長は、年2回以上、定款で定める時期に定時社員総会を開かなければなりません。
- また、理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができます。
- イ 社員総会は、法に規定する事項及び定款で定めた事項について決議をすることができます。

#### <社員総会決議事項>

- ・ 理事及び監事の選任及び解任

- ・ 定款の変更
- ・ 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- ・ 毎事業年度の事業計画の決定又は変更
- ・ 収支予算及び決算の決定又は変更
- ・ 重要な資産の処分
- ・ 借入金額の最高限度の決定
- ・ 社員の入社及び除名
- ・ 解散
- ・ 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定
- ・ その他重要な事項

ウ 法の規定により社員総会における決議を必要とする事項について、理事、理事会その他社員総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しません。

エ 決議は、社員総会の招集通知によりあらかじめ通知した事項についてのみ行うことができます。

オ 社員は、各一個の議決権を有します。

カ 社員総会は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議をすることができません。

なお、細則等別段の定めがある場合を除き、委任状による出席は原則として認められません。

また、社員総会の議長は、社員総会において選任します。

キ 社員総会の議事は、法又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

ク 上記キの場合において、議長は、社員として議決に加わることはできません。

ケ 社員総会の決議について特別の利害関係を有する社員は、議決に加わることはできません。

コ 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成しなければなりません。

また、議事録は社員総会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければなりません。

### 3 評議員及び評議員会

……… 法第46条の4から第46条の4の7

#### (1) 評議員

ア 評議員となる者は、次に掲げる者とする必要があります。

- ① 医療従事者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- ② 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- ③ 医療を受ける者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- ④ ①から③までに掲げる者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

イ 次に該当する者は評議員となることができません。

- ① 法人
- ② 成年被後見人又は被保佐人
- ③ 医療法、医師法、歯科医師法等の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ④ ③に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 評議員は、当該財団たる医療法人の役員又は職員を兼ねることができません。

#### (2) 評議員会

ア 評議員会は、理事の定数を超える数の評議員をもって組織する必要があります。

イ 財団たる医療法人の理事長は、年2回以上寄附行為で定める時期に定時評議員会を開かなければなりません。

また、理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができます。

ウ 理事長は、医療法人が次に掲げる行為をするには、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければなりません。

- ① 寄附行為の変更
- ② 予算の決定又は変更
- ③ 借入金の借入れ

- ④ 重要な資産の処分
- ⑤ 事業計画の決定又は変更
- ⑥ 合併及び分割
- ⑦ 目的たる業務の成功の不能による解散
- ⑧ その他医療法人の業務に関する重要事項として寄附行為で定めるもの

エ 上記イの事項については、評議員会の決議を要する旨を寄附行為で定めることができます。

オ 法の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする寄附行為の定めは、その効力を有しません。

カ 決議は、評議員会の招集通知によりあらかじめ通知した事項についてのみ行うことができます。

キ 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議をすることができません。

なお、細則等別段の定めがある場合を除き、委任状による出席は原則として認められません。

ク 評議員会の議事は、法に別段の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

ケ 上記キの場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできません。

コ 評議員会の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできません。

サ 評議員会は、医療法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

シ 理事長は、毎会計年度終了後3月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければなりません。

ス 評議員会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成しなければなりません。

また、議事録は評議員会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければなりません。

#### 4 役員を選任及び解任

……… 法第46条の5から第46条の5の4

##### (1) 役員を選任

ア 医療法人には、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません。

イ 社団たる医療法人の役員は、社員総会の決議によって選任します。

ウ 財団たる医療法人の役員は、評議員会の決議によって選任します。

エ 次に該当する者は役員となることができません。

① 法人

② 成年被後見人又は被保佐人

③ 医療法、医師法、歯科医師法等の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

④ ③に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

オ 医療法人は、その開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者を理事に加えなければなりません。ただし、医療法人が病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を2以上開設する場合において、東京都知事の認可を受けたときは、管理者の一部を理事に加えないことができます。

また、管理者たる理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失います。ただし、理事の職への再任を妨げるものではありません。

カ 監事は、当該医療法人の理事又は職員を兼ねることはできません。

キ カ以外に、次の者は、監事に就任することができません。

① 医療法人の理事（理事長を含む。）の親族（民法第725条の規定に基づく親族）

② 医療法人に出資（拠出）している個人

③ 医療法人と取引関係・顧問関係にある個人、法人の従業員 等

例：医療法人の会計・税務に関与している税理士、税理士事務所等の従業員

ク 未成年者が役員に就任することは適当ではありません。

ケ 医療法人と取引関係にある営利法人等の役員が医療法人の役員に就任することは、非営利性という観点から原則認められません。

コ 役員は、自然人に限られます。

## (2) 役員任期

役員任期は、2年を超えることはできません。ただし、再任を妨げません。

## (3) 役員解任

ア 社団たる医療法人の役員は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができます。ただし、監事を解任する場合は、出席者の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができません。

イ 財団たる医療法人の役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その役員を解任することができます。ただし、監事を解任する場合は、出席者の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができません。

① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

② 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

## 5 理事

……… 法第46条の6から第46条の6の4

### (1) 理事長の代表権等

ア 医療法人の理事のうち一人は、理事長とし、医師又は歯科医師である理事のうちから選出しなければなりません。理事長を医師又は歯科医師とする趣旨は、医師又は歯科医師でない者の実質的な支配下にある医療法人において、医学的知識の欠落に起因し問題が惹起されるような事態を未然に防止しようとするものであることです。ただし、東京都知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができます。

イ 理事長は、医療法人を代表し、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有します。

ウ 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任される理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有します。

### (2) 理事の責務等

ア 理事は、医療法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければなりません。

イ 理事は、法令及び定款又は寄附行為並びに社員総会又は評議員会の決議を遵守し、医療法人のため忠実にその職務を行わなければなりません。

ウ 理事は、競業及び利益相反取引を行う場合には、理事会において、当該取引につ

き重要な事実を開示し、その承認を受けなければなりません。また取引後、遅延なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければなりません。

### (3) 理事の報酬等

理事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として医療法人から受ける財産上の利益をいう。）は、定款（寄附行為）にその額を定めていないときは、社員総会又は評議員会の決議によって定める必要があります。

## 6 理事会

……… 法第46条の7から第46条の7の2

### (1) 理事会の職務

ア 理事会は、全ての理事で組織します。

イ 理事会は、次に掲げる職務を行います。

- ① 医療法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 理事長の選出及び解職

ウ 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができません。

- ① 重要な資産の処分及び譲受け
- ② 多額の借財
- ③ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- ④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑤ 医療法人に対する役員等の損害賠償責任の免除

### (2) 理事等による理事会への報告

ア 理事長は、医療法人の業務を執行し、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければなりません。ただし、定款（寄附行為）で、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、その定めにより報告しなければなりません。

イ 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しません。ただし、アの報告については、現実開催された理事会において行う必要があります。

### (3) 理事会

ア 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行います。なお、委任状による出席や代理人による議決は認められません。

イ アの決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。

ウ 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款（寄附行為）で定めることができます。

エ 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成しなければなりません。

また、議事録は理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければなりません。

## 7 監事 …………… 法第46条の8から第46条の8の3

### (1) 監事の職務等

ア 医療法人の業務を監査すること。

イ 医療法人の財産の状況を監査すること。

ウ 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は評議員会及び理事会に提出すること。

エ ア又はイによる監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを東京都知事、社員総会若しくは評議員会又は理事会に報告すること。

オ エの報告をするために必要があるときは、社員総会を招集し、又は理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

カ 理事が社員総会又は評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査すること。この場合において、法令若しくは定款若（寄附行為）に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会又は評議員会に報告すること。

### (2) 監事による理事会の招集等

ア 監事は理事会に出席する義務があり、必要があると認めるときは、意見を述べな



ければなりません。

イ 監事は、(1)エの場合において、必要があると認めるときは、理事に対して、理事会の招集を請求することができます。

## 8 役員等の損害賠償責任 …… 法第47条から第49条の3

医療法人に損害が生じた場合に、医療法人の評議員又は理事若しくは監事はその任務を怠ったときは、医療法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。

## 9 その他の留意点

### (1) 基本事項

ア 医療法人の行為は、すべて法令等、定款（寄附行為）、社員総会（財団の場合は理事会）の決定に拘束され、理事長等が独断で処理することはできません。

日常の業務、金銭出納等については、社員総会等の委任を受けているものとみなせませんが、一定の規模を超える新たな義務の負担（借入金、改修工事、高価な物品の購入で予算に計上されていないもの等）については、社員総会（財団の場合は理事会）の議決を経なければなりません。

イ 理事は、医療法人の資産の管理において、私生活のそれと混同することができません。資金の一時的な融通のために、理事等が医療法人に貸付を行うことも、適当ではありません。

ウ 医療法人は、開設する診療所等の業務を行うために必要な施設、設備、資金を有しなければなりません。

…… 法第41条、医療法施行規則（以下「規則」という。）第30条の34

### (2) 業務の範囲

ア 医療法人は、法令等及び定款（寄附行為）に規定する業務以外の業務は、収益を伴わないものであっても、一切行うことができません。…… 法第39条、法第42条

イ 医療法人は、開設している診療所等の業務に支障のない限り、法第42条に定める業務（附帯業務）を行うことができます。ただし、この業務を行う場合は、定款（寄附行為）に定めなければなりません。 …… 法第42条

医療法人が行うことができる附帯業務については、厚生労働省医政局長通知「医療法人の附帯業務について」（平成19年3月30日付医政発第0330053号）

で定められています。

ウ 医療法人は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として公の施設である診療所等を管理する業務を、本来業務として行うことができます。ただし、指定管理者として公の施設の管理のみを行う医療法人を設立することは、法第39条の趣旨に反するため、認められません。

### (3) 剰余金配当の禁止

医療法人は、利益の配当を行うことができません。事実上、配当と見なされるような行為も厳に慎むべきです。決算後生ずる利益剰余金は、積立金とし、施設改善、従業員への待遇改善等に充てるのが適当です。剰余金があるからといって、役員等に対して金銭の貸付等を行うことはできません。…………… 法第54条

#### <剰余金配当とみなされる例>

- ・ 役職員及び利害関係者等に対する貸付（全役職員を対象とした福利厚生規程を設けた場合を除く。）
- ・ 役員等特定の人のみが居住する社宅の所有又は賃借
- ・ 役員等特定の人のみが使用する保養施設の所有 等

### (4) 基金制度（持分の定めのない医療法人社団の場合）

…………… 規則第30条の37、規則第30条の38

ア 基金とは、医療法人社団に拠出された金銭その他の財産であり、医療法人が拠出者に対して、定款の定めるところに従い返還義務を負うものです。基金制度を採用することにより、剰余金の分配を目的としないという医療法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図ることができます。

イ 基金制度を採用する場合は、医療法人は、制度について定款に定めなければなりません。

ウ 基金を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、次に掲げる事項を定めなければなりません。

- ① 募集に係る基金の総額
- ② 金銭以外の財産を拠出の目的とするときは、その旨及び当該財産の内容・価額
- ③ 金銭の払込み又は②の財産の給付の期日又はその期間

エ 医療法人は、募集に応じて基金の引受けの申込みをしようとする者に対して、基

金の募集事項に関する通知をしなければなりません。

オ 医療法人は、申込者の中から基金の割当てを受ける者を定めて、その者に割り振る基金の額を定めなければなりません。この場合は、当該申込者に割り当てる基金の額を、申込額より減額することもできます。

カ 基金を引き受けようとする者が、基金の総額の引受けを行う契約を締結する場合は、エ、オは適用しません。

キ 基金に抛出する現物抛出の総額が、500万円を超える場合は、その価額が相当であるという弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（参考様式は設立の手引P.68を参照）が必要です。

ク 次に掲げる者は、キの証明をすることができません。

- ① 医療法人の社員、役員、従業員
- ② 基金の引受人
- ③ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- ④ 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であって、その社員の半数以上が①、②に掲げる者に該当する場合

ケ 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければなりません。

医療法人は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合は、当該会計年度の次の会計年度の決算に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができます。

- ① 基金（代替基金を含む。）の総額
- ② 資産につき時価を基準として評価を行っている場合において、その時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

コ ケに違反して基金の返還をした場合は、返還を受けた者及び返還に関する職務を行った業務執行者は、医療法人に対して、連帯してケに違反して返還された額を弁済する責任を負います。

また、ケに違反して基金の返還がされた場合は、医療法人の債権者は、返還を受けた者に対し、返還の額を医療法人に対して返還することを請求することができます。

サ 基金の返還を行う場合は、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上する必要があります。代替基金は、取り崩すことができません。

シ 基金の返還に係る債権には、利息を付することができません。

ス 特定医療法人及び社会医療法人は、基金制度を採用することができません。

※ 基金拠出契約書等の書類については、参考書式を掲載します。

(参考書式P. 149～P. 154)

#### (5) 閲覧

東京都知事は、定款（寄附行為）、事業報告書等、監事の監査報告書等について閲覧請求があった場合は、閲覧に供さなければなりません。事業報告書等、監事の監査報告書等については、直近3年分が閲覧対象です。閲覧請求者に関する規制はありません。

……… 法第52条第2項